

見落としがちなインボイス制度運用の留意点



税理士法人 名南経営
金沢事務所

税理士 **北村 和宏**

2023年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。事業者の経営等に関する事務負担が増加しているほか、要件に沿ったインボイスの保存や帳簿の記載を行わない場合には、税負担の増加につながる可能性があります。そこで、本稿では、インボイス導入に伴う経過措置や特例措置、また、インボイス制度の運用の際に見落としが懸念される事項をご紹介します。

業者であることが多く、売上先の事業者と比較して取引条件についての情報量や交渉力の面で格差があることがみられます。以下のような場合は、独占禁止法または下請法違反となる可能性がありますので注意が必要です。

①インボイス登録をしない場合の取引価格の引き下げおよびそれに応じない場合に**取引停止する旨の一方向的な通告**

②**一方向的な消費税の不払通告**

買い手には2（2）に記載の「**8割控除**」「**5割控除**」の経過措置がありますので、双方が協議し納得したうえで、取引価格を決定することが重要です。

(2) 免税事業者からの仕入に係る経過措置

インボイス制度開始後においても、表1のとおり当初6年間はインボイスがなくても仕入税額の一定割合を控除できる経過措置が認められているため、インボイス制度導入後、ただちに仕入税額全額が負担増となることはありません。ただし、この経過措置の適用を受けるためには、インボイス制度開始前の区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と、帳簿に経過措置の適用を受ける課税仕入である旨の記載が必要となります。

表1 仕入税額控除の経過措置

期間	控除割合
2023年10月1日 ～2026年9月30日	仕入税額相当額の80% (8割控除)
2026年10月1日 ～2029年9月30日	仕入税額相当額の50% (5割控除)

1 売上に係るインボイスの保存等

従来、取引先に交付する売上に係る請求書については、その控えの保存義務はありませんでしたが、インボイス制度においては、インボイスの登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）は交付したインボイスの写しを、交付した日の属する課税期間の末日の翌日から2カ月を経過した日から**7年間保存**する必要があります。また、従来請求書の内容について誤りがあった場合、再発行を行わずに取引先において修正するという運用が見受けられました。しかし、インボイス制度のもとにおいては、修正したインボイスの交付が義務付けられることとなり、直接取引先において修正する等といった運用は認められません。

2 インボイス未登録の免税事業者との取引

(1) 優越的な地位の濫用

インボイス登録をしない免税事業者は小規模事



3 帳簿記載のみで仕入税額控除の適用が受けられる事項

(1) インボイスが不要な取引

インボイス制度開始前においては、課税仕入に係る支払対価の額が3万円未満等の場合には、請求書等の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能でした。インボイス制度においては、3万円未満の特例は廃止され、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例は表2のものに限定されます。

表2 帳簿記載のみで仕入控除が受けられる取引

①	<公共交通機関特例> 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送 (1回の取引金額)
②	入場券等が使用の際に回収される取引
③	古物営業を営む者のインボイス登録をしていない者からの古物の購入
④	質屋を営む者のインボイス登録をしていない者からの質物の取得
⑤	宅地建物取引業を営む者のインボイス登録をしていない者からの建物の購入
⑥	インボイス登録をしていない者からの再生資源又は再生部品の購入
⑦	3万円未満の自動販売機および自動サービス機からの商品の購入等
⑧	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス (郵便ポストにより差し出されたものに限る)
⑨	<出張旅費特例 ^{※1} > 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等 (出張旅費、宿泊費、日当 ^{※2} および通勤手当)
⑩	<少額特例> 中小・小規模事業者 ^{※3} が2023年10月1日から2029年9月30日までの間に行う課税仕入のうち、その支払対価の金額(税込み)が1万円未満のもの

(2) 帳簿への記載事項

これらの①から⑩までの適用を受けるためには、帳簿に課税仕入の「相手方の氏名または名

称」、課税仕入を行った「年月日」、課税仕入に係る「資産または役務の内容(軽減税率の適用対象である場合にはその旨)」、「支払対価の額」といった通常の記載事項に加えて、「該当する特例の記載」が必要となります(ただし、⑩を除く)。例えば、①に該当する場合には、帳簿に「3万円未満の鉄道料金」、⑦に該当する場合には「〇〇市 自販機」といったように帳簿に記載します。

帳簿記載のみで受けられる仕入税額控除の範囲が表2のとおりに限定されることで、例えば、クレジットカードの利用明細に記載された1取引の金額が3万円未満であれば、これまで利用明細を確認するだけで済んでいたものも、10月1日以降は一つひとつ請求書等を保存し、登録番号を確認する必要があり、事務負担は大幅に増加します。

(3) 公共交通機関特例と出張旅費特例

(1)の①「公共交通機関特例」と⑨「出張旅費特例」はいずれも交通費を対象としており、実際の運用上、分かりづらい面がありますので解説します。

「公共交通機関特例」では、交通費を従業員が立て替え、その立て替えたものを従業員に会社が支払っているものと捉えています。そのため3万円以上の交通費については、実質的に会社が公共交通機関に支払うものであっても、①宛名に会社名が記載されたインボイスを保存するか、②従業員宛のインボイスと従業員が会社宛に発行する立替金精算書が必要となります。

一方、「出張旅費特例」については、交通費・宿泊費等を従業員が負担し、会社は従業員に出張旅費を支給していると捉えています。旅費規定等に基づき支給していれば、実費相当額であっても問題ありません。出張旅費特例については電車・バス等の公共交通機関だけでなく、飛行機代やタクシー代等も対象となります。したがって、免税事業者である個人タクシーを利用した場合であっ

※1 出張旅費特例は、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等が対象であるため、法人クレジットカードの利用や会社が直接乗車券等を購入する場合は適用されません。この場合、公共交通機関特例(3万円未満)を適用するか、インボイスの取受けが必要となります。

※2 日当は出張等において社会通念上相当と認められるものは、所得税法上、従業員の所得とはならず、かつ消費税法上の課税取引となります。実費ではなく一定額で支給している場合は、従業員自身はインボイスを発行できませんが、出張旅費特例により仕入税額控除が可能です。

※3 基準期間における課税売上高が1億円以下、または特定期間の課税売上高が5000万円以下の事業者。

でも、出張旅費特例の適用により帳簿の記載だけで仕入税額について控除することが可能です。社内の旅費規程の運用等に留意は必要ですが、乗る前にそのタクシーがインボイスを交付できるか確認する必要はないということです。

なお、接待交際をするために移動する際の交通費は出張旅費特例の対象にならないなど注意点もありますが、対象となる移動手段も広く、金額の制限もないことから活用できる場面は多い特例といえます（接待交際目的の交通費であっても3万円未満の場合は公共交通機関特例で対応可能）。



4 その他インボイス制度導入にかかる負担軽減措置

事業者の負担軽減の観点から以下の措置がとられています。

(1) 「簡易課税制度」(みなし仕入率)の適用

事業者が簡易課税制度選択の届出書を提出した場合、基準期間（原則として2事業年度前）の課税売上高が5000万円以下である課税期間（原則として事業年度）については、控除する仕入に係る消費税の計算上、事業区分ごとの「みなし仕入率」（表3）を適用した簡便な計算をすることができます（ただし、2期連続での適用が必要）。

表3 簡易課税制度におけるみなし仕入率

事業区分	業種	みなし仕入れ率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業、農業・林業・漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第3種	農業・林業・農産 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、 鉱業・建設業、製造業、電気・ ガス・水道業など	70%
第4種	飲食店業	60%
第5種	運輸通信業、金融・保険業、 サービス業（飲食店業を除く）	50%
第6種	不動産業	40%

(注) 事業区分の詳細は国税庁HPを参照ください

この場合、インボイスの取り受けに関わらず、売上に係る消費税額に事業区分毎のみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入に係る消費税額として、売上に係る消費税額から控除することとなります。

消費税納税額

= 売上税額（課税売上×適用消費税率）

- 売上税額×みなし仕入率

(2) 小規模事業者の「2割特例」

インボイス制度の導入により、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった場合において、2023年10月1日から2026年9月30日までの課税期間における基準期間の課税売上高が1000万円以下であるときは、納税額を売上税額の2割とする特例の適用を受けることができます。この特例の適用にあたっては、事前の登録は必要なく、消費税の確定申告書に「2割特例の適用を受ける旨」を付記します。

(3) 1万円未満の値引きにおける返還インボイスの交付免除

事業者が値引きや返品、割戻し等、売上に係る対価の返還等を行った場合は、取引先に対して返還インボイスを交付しなければなりません。しかし、返還等の金額が「税込1万円未満」である場合には、返還インボイスを交付する必要がなくなりました。



5 インボイス制度で見落としがちな注意点（会計処理で特に注意が必要な取引）

(1) 売手が負担する振込手数料相当額の会計処理

取引慣行上、買い手が振込手数料を差し引いて購入代金を振り込んだり、振込手数料受取人負担制度を利用して振り込みがなされるなど、手数料を売手が負担することが見受けられます。この場合、以下の①売上と支払手数料の両建て、または②売上値引での会計処理が一般的ですが、インボイス制度の導入により、必要とされる手続きが大きく異なります。

①売手が負担する振込手数料相当額を課税仕入として処理（事務負担大）

取引先や金融機関から、振込手数料にかかるインボイスの交付を受け保存します。

借方		貸方	
普通預金	99,670	売掛金	100,000
支払手数料	330		
消費税区分：課税仕入 適用税率：10%			

②振込手数料相当額を売上値引として処理

値引きや返品、割戻し等を行った場合には、返還インボイスの交付義務が発生しますが、その金額が税込で1万円未満である場合には、前述のとおり、返還インボイスの交付義務が免除されます（振込手数料等相当額は1万円未満であるため、返還インボイスの交付は不要となり、販売先へのインボイスも値引き前のままとします）。

上記のとおり、①の方法では事務負担が大幅に増えますので、②の売上値引として処理することが簡便です。売上値引として会計処理すると売上金額が減少してしまいますが、会計処理を支払手数料等とし、消費税等に関する処理区分を「売上に係る対価の返還等」として処理する形でも問題ないため、会計システムへの入力方法を見直すことで対応が可能です。

売上値引で処理する場合（手数料分 売上が減少）

借方		貸方	
普通預金	99,670	売掛金	100,000
売上値引	330		
消費税区分：売上対価の返還 適用税率：売上に同じ			

消費税区分を売上対価の返還として支払手数料で処理する場合（事務負担小 売上減少なし）

借方		貸方	
普通預金	99,670	売掛金	100,000
支払手数料	330		
消費税区分：売上対価の返還 適用税率：売上に同じ			

(2) 税抜経理における留意点

税抜経理を行う場合には、支払対価について、資産や経費の対価と仮払消費税等とに分けます。この際、インボイスを発行できない事業者からの課税仕入については、控除できる消費税はないので全額が対価の金額になります。ただし、2 (2)

の経過措置を適用する場合は、経過措置により控除できる金額を仮払消費税等とします（表4）。この税抜経理における処理は、交際費等における1人当たり5000円以下の飲食費の金額判定、少額減価償却資産や一括償却資産の取得価額の判定等に影響が出ることとなります。

表4 経過措置による控除割合別の仮払消費税額および資産計上額・経費算入額

【例】税込金額110,000円の支払の場合

対象期間	経過措置による控除割合	資産又は経費の額	仮払消費税等
2023/9/30まで	—	100,000円	10,000円
2023/10/1～2026/9/30	80%	102,000円	8,000円
2026/10/1～2029/9/30	50%	105,000円	5,000円
2029/10/1以降	—	110,000円	0円

(3) ETCカードのインボイス対応

クレジットカードの利用明細書は資産の譲渡等を行った事業者が作成・交付する書類ではないため、インボイスに該当しません。仕入税額控除の要件を満たすためには、クレジットカードでの支払いの際にインボイスを受領し、保存する必要があります。

ETCについても原則的には、ETC利用照会サービスから、利用料金の確定後、利用証明書のダウンロード及び保存が必要とされます。しかし、高速道路の利用が多岐にわたる等の事情がある場合には、カード利用明細書と利用した高速道路会社ごとの任意の一取引の利用証明書のダウンロード及び保存で足りるものとされています。

本稿でご紹介した事項以外にも留意すべき点は数多くあります。国税庁からもインボイス制度に関するQ&Aをはじめ、多くの情報発信がなされており、また今後も円滑な制度運営のための法改正等が見込まれるため、引き続き情報収集を行うことが重要です。

国税庁インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



インボイス制度の基本はこちらから
「インボイス制度開始に伴う実務対応について」(2021年11月号)
https://www.hokukei.or.jp/contents/pdf_exl/keiei_zeimu_202111.pdf

